

大淀町児童生徒就学援助支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という）を行うことにより義務教育を円滑に資することを目的とする。

(援助対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、大淀町に住所を有し、大淀町立の小学校若しくは中学校に在学又は入学を予定している児童生徒と保護者で、次の各号に該当する者で大淀町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定した者とする。また、児童生徒が区域外就学の場合、関係市町村と協議のうえ認定する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条2項に規定する要保護者
- (2) 教育委員会が、前号の規定による要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた準要保護者。
 - ア 住民税非課税世帯の者
 - イ その他災害により、学校長が特に必要と認めた者

(就学援助の費目)

第3条 援助費目は、次に掲げる費目とする。ただし、要保護者は生活保護費で措置されている費目は除くものとする。

- (1) 学用品費
 - (2) 通学用品費（ただし、第1学年の児童及び生徒を除く。）
 - (3) 新入学児童・生徒学用品費
 - (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
 - (5) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
 - (6) 学校給食費
 - (7) 修学旅行費
 - (8) 医療費（学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）第7条第5項に規定する疾病のみの対象）
- 2 援助費目ごとの支給額は、国で定める就学援助費にかかる国庫補助金予算単価に準ずるものとする。

(援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会の指定する期日までに就学援助費受給申請書（様式1）を当該学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、新入学児童・生徒学用品（以下「入学準備金」という。）の支給を受けようとする入学予定者の保護者にあつては、就学援助【入学準備金】認定申請書及び承諾書（様式2）で教育委員会に直接申請するものとする。

2 年度途中において転入など特別な理由で申請しようとする場合、あらかじめ当該学校長と協議し申請するものとする。

3 教育委員会は同条第1項及び第2項の申請時に、保護者から必要に応じ所得証明書等必要な書類を提出させるものとする。

(認定の可否)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは教育委員会が別に定める認定基準に基づき内容を審査し、認定の可否を行い当該学校長に通知する。申請者に対して、当該学校長を通じ認定の可否を通知するものとする。

(援助費の支給方法)

第6条 就学援助費は、教育委員会が学校長を通じ保護者に年2回(前期・後期)支給する。ただし、医療費については、教育委員会が直接医療機関へ支払うものとする。なお、入学準備金においては、入学前に支給するものとする。

(援助の期間)

第7条 就学援助の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(年度中途の認定及び取消し)

第8条 教育委員会は、転入学者又は経済的に困窮している者、若しくは災害等により年度中途において就学援助の認定を必要とする者については、中途認定を行うことができる。

2 教育委員会は、年度の中途において転出等により援助を必要としなくなった場合は、認定を取り消すものとする。

(援助費の返還)

第9条 第6条の支給を受けた者で、その児童及び生徒が大淀町立小学校若しくは中学校に入学及び通学しなかった場合は、入学準備金においては全額、その他の援助金は不要となった分を返還するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。